

教育委員会会議録

(定例会)

平成30年1月25日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	平成30年1月25日(木)		
2	場	所	教育委員会室		
3	開	会	午後2時00分		
4	出	席	教 育 長	細 田 眞由美	
			教育長職務代理者	大 谷 幸 男	
			委 員	平 澤 奈 古	
			委 員	石 田 有 世	
			委 員	野 上 武 利	
			委 員	武 田 ちあき	
5	議	場	に出席した者		
			副教育長	久保田 章	
			管理部長	矢 部 武	
			学校教育部長	平 沼 智	
			生涯学習部長	竹 居 秀 子	
			生涯学習総合センター館長	戸 張 豊 一	
			中央図書館長	利根川 雅 樹	
			管理部参事兼教育総務課長	西 林 正 文	
			学校教育部参事兼教職員人事課長	渡 邊 祐 子	
			学校教育部参事兼指導1課長	岡 村 洋 彦	
			学校教育部参事兼指導2課長	田 邊 泰	
			学校教育部参事兼総合教育相談室長	小田切 倫 子	
			学校教育部参事兼高校教育課長	大 竹 実	
			学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長	高 後 仁	
			生涯学習部参事兼文化財保護課長	野 尻 靖	
			生涯学習総合センター参事兼副館長	佐 藤 軸 治	
			教育財務課長	栗 原 章 浩	
			学校施設課長	中 村 和 哉	
			学事課長	小 椋 和 彦	
			指導1課特別支援教育室長	三 島 公 夫	
			健康教育課長	山 本 高 弘	
			教育研究所主席指導主事	深 津 健太郎	
			生涯学習振興課長	柳 田 正 明	
			生涯学習振興課人権教育推進室長	樋 爪 勇 司	
			青少年宇宙科学館長	井 出 浩 史	
			博物館長	青 木 文 彦	
			うらわ美術館副館長	森 山 日登美	
			管理課長	酒 井 雅 之	
			資料サービス課長	内 門 直 子	
6	会	議	録署名委員	武 田 ちあき	

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 3名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。
本日の会議録の署名委員は、武田委員にお願いいたします。
本日の会議に、議案第9号「さいたま市教職員退職手当条例の一部
を改正する条例の制定について」を追加提出いたします。
本日の報告第1号、第2号及び議案第1号から第6号、第9号は議
会に係る案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思
いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げました議案は非公開といたします。
本日の会議の順番ですが、議案第7号、8号、5号、1号、6号、
報告第1号、2号、議案第2号から4号、議案第9号の順に審議を行
うことといたします。
- 議案第7号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規
則について
- 細田教育長 それでは、議案第7号につきまして、事務局から説明をお願いします。
す。
- 学事課長 議案第7号「さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一
部を改正する規則について」説明させていただきます。
この議案の提案理由でございますが、先の12月定例会において学
校設置条例の一部改正を行いました平成31年4月開校予定の美園
北小学校の通学区域の設定、それに伴う美園小学校、野田小学校の通
学区域の変更、また、美園南中学校の通学区域の設定、それに伴う美

園中学校の通学区域の変更のため、規則上の整備を図るものです。

小学校につきましては、美園北小学校の通学区域を追加し、野田小学校、美園小学校の表記を改め、中学校につきましては美園南中学校の通学区域を追加し、美園中学校の表記を改めるものでございます。

通学区域の具体的な変更内容について説明させていただきます。まず、美園小学校、美園中学校の現在の通学区域について御説明させていただきます。

美園小学校についてですが、別紙の資料を御覧ください。埼玉スタジアム周辺を除いた赤のAと青のBが通学区域となっております。緑のCと白抜きされたDが美園小学校を選択することができる特定地域となっております。図の右側のC、Dについては、新和小学校の通学区域ですが、美園小学校を選択できる地域となっております。左側のC、Dにつきましては、大門小学校や野田小学校の通学区域ですが、美園小学校を選べる地域となっております。

次に、現在の美園中学校の通学区域は、赤のAと青のBの地域で美園小学校のように選択できる地域はございません。なお右側の斜線の地域は、本来、城南中学校の通学区域ですが、美園小学校を選択し卒業した場合は、美園中学校への進学も可能になる地域です。

通学区域案作成に際しては、地元関係者、自治会関係者に事前説明を行った後に、美園小学校、大門小学校、野田小学校、新和小学校に在籍している児童の保護者、及び美園地区、新和地区の未就学児の保護者を対象に平成29年1月20日から2月6日までの18日間、新設小・中学校の通学区域についてアンケート調査を実施しました。アンケート実施後の平成29年2月25日には、美園中学校、美園小学校におきまして通学区域の説明会を実施しました。アンケートの詳細結果や説明会での御意見は参考資料にまとめておりますが、主な意見内容は新設小・中学校へ通学できる特定地域の設定希望や、逆に児童が集中してしまう状況を鑑みた特定地域の廃止を求めるもの、通学の距離や安全性に関するもの等でした。

アンケートや説明会、関係自治会などの意見を踏まえた上で、修正した通学区域案について、平成29年6月中旬に保護者等に資料を配布しました。

それでは、まず、美園北小学校の通学区域について説明いたしますので資料を併せて御覧下さい。これまでの美園小学校の通学区域を国道463号バイパスで区切り、北側の赤いAの部分を実は美園北小学校、国道463号バイパスより南側の青のBの部分を実は美園小学校の通学区域といたしました。本日、御審議いただく美園北小学校の通学区域はこの部分になります。また、緑のCの部分は、引き続き美園小学校を選択できる特定地域といたします。黄色のC'の部分につきましては

は、これまで美園小学校を選択できる特定地域となっておりましたが、自治会から美園小学校を選択できる特定地域を解除し、大門小学校のみを通学区域にするという御意見をいただいた地域ですが、再度自治会内で協議した結果、特定地域解除の要望は提出せず、これまでどおり美園小学校を選択できる特定地域としたい旨の回答をいただいています。また、オレンジ色のDは、美園小学校を選択できる特定地域の見直しをする地域ですが、美園北小学校を選択できる特定地域設定の要望書をいただいている地域でございます。Dの特定地域設定につきましては、通学区域決定後、通学区域審議会に報告し美園北小学校を選択できる特定地域として設定していく予定です。美園北小学校及び美園小学校の通学区域、赤のAと青のBにつきましては、当初から自治会や保護者等、説明会でお示した案から特に変更はございません。

続きまして、美園南中学校の通学区域について説明いたします。現在の美園中学校の通学区域を南北は国道463号バイパスで、東西を国道122号、東北自動車道で区切り、赤のAの部分を実美園南中学校の通学区域とし、青のBの部分を実美園中学校の通学区域といたします。なお、斜線につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、本来、城南中学校の通学区域ですが、美園小学校を選択し卒業した場合には、美園南中学校を選択できる地域となります。美園南中学校の通学区域はアンケート、説明会等の意見を踏まえ、南北は国道463号バイパス、東西は国道122号を境に美園南中学校の通学区域を見直したものです。変更した中学校の通学区域案につきましては、地元自治会には再度説明し、保護者等の反応を見ても、概ね御賛同をいただいているものと捉えております。

このような状況を踏まえ、平成29年6月にさいたま市立小・中学校通学区域審議会へ諮問させていただき、審議を行った結果、美園北小学校、美園南中学校共にお示しております通学区域案で「概ね妥当である」旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

平澤委員

新設小学校の通学区域図を見ると、南北にかなり長い区域となっているようですが、一番遠いところに居住されている方はどの程度となりますか。

学事課長

北側の一番遠いところで距離にして約2.3kmとなっております。

石田委員 新設小学校と既設の美園小学校の児童数について偏りの発生は懸念されませんか。

学事課長 児童数を推計しておりまして、平成31年4月時点の児童数を新設小学校が約650名から750名、美園小学校が950名から1,050名程度と見込んでおります。

武田委員 災害時の避難場所の観点からお尋ねいたします。現在は様々な要因により、通学している学校と避難場所として避難すべき学校が一致していない状況があると思います。本来は、通学する学校と居住地から最も近い避難する学校が一致することが望ましいものと思いますが、実際には行ったこともない学校に避難せざるを得ない状況があり、今後検討すべき課題であると考えています。

この度の通学区域の設定、変更にあたっては、こういった点について防災担当などと調整されているのか確認させていただきます。

学事課長 通学区域の設定にあたりましては、現在まで防災担当部局と調整はしておりませんが、これから学区域が確定した段階で調整させていただきたいと思います。

大谷委員 親子3世代にわたって同じ地域に居住しているような方の子どもが、親や祖父と同じ学校に通えないようなことが起こる可能性はないのか確認させてください。

また、新設小学校の通学区域の最も北側の地域は野田小学校から距離的には近いように思いますが、保護者としては新しい学校に魅力を感じるように思いますので、児童数が減少している野田小学校の通学区域との兼ね合いについて確認をさせていただきます。

また同様に、児童数が減少傾向にある大門小学校への配慮についても確認させていただきます。

学事課長 まず1点目でございますが、美園地区は新しい地域でございますので委員が御心配されるような事象はあまり無いものと考えております。

次に、野田小学校との兼ね合いについてですが、野田小学校は委員御指摘のように児童数が減少しておりますが、今回は野田小学校の学区は変更しておらず、あえて特定地域として野田小学校を選べる地域としております。野田小学校には学校の魅力を一層配信し、児童を呼び込めるようにしていただきたいと思います。

また大門小学校への配慮につきましては、別紙資料の黄色のC'の

部分につきまして、自治会から美園小学校を選択できる特定地域を解除し、大門小学校のみを通学区にするという御意見をいただいた地域でございまして、事務局としても別紙のCの地域が大門小学校の学区となれば非常にバランスが良いと感じておりました。しかしながら、自治会長の変更を契機に自治会内で再度意見聴取を行った結果、引き続き美園小学校に通学したいという声もあったことから、最終的には、特定地域解除の要望は提出せず、これまでどおり美園小学校を選択できる特定地域としたい旨の回答をいただいています。

大谷委員

学事課長が言うように、各学校においては、学校の魅力を保護者や児童に訴えかけることによって、選択される学校になっていただきたいと私も思いますが、それに加え、行政からの支援も必要ではないかと最近は感じております。

野上委員

野田小学校や大門小学校へは学校訪問をさせていただいておまして、これらの学校には先ほど大谷委員から発言があったような親子3代で同じ学校に通っているような方がいらっしゃいました。一方で、新しくこの地域に住まうこととなった新住民の方と、昔から地域に住んでいる方とでは教育に対する考え方も異なるようで、新住民の方は新設校に通学を希望する傾向にあるように感じますし、施設や設備に差があると一層その傾向が強まると思いますので、既存校には施設や設備について見劣りがしないよう対応する必要があるように思います。

細田教育長

この地区に限らず、市内の様々な地域で同様の問題がございますので対応を進めてまいりたいと思います。

細田教育長

それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

細田教育長

続きまして議案第8号につきまして、事務局から説明をお願いします。

博物館長

議案第8号「さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明します。

提案理由ですが、与野本町小学校北校舎の建て替えに伴う新たな複合施設に新設する博物館について、市立博物館の分館とし、名称、位置、休館日、利用時間を定めるものでございます。

改正の内容ですが、博物館の名称を「与野郷土資料館」、位置を「さいたま市中央区本町東3丁目5番23号」とし、さいたま市博物館条例施行規則第2条第1項の表に加え、また休館日を定めるため、同条第2項第1号に与野郷土資料館を加え、さらに利用時間を定めるため、同条第3項第1号に与野郷土資料館を加えるものでございます。具体的には休館日を月曜日、月曜日が休日に当たる場合はその翌日、休日の翌日及び12月28日から翌年1月4日までとし、利用時間につきましては、午前9時から午後4時30分までとするものでございます。

なお、このさいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の施行期日でございますが、開館予定日である平成32年4月1日とするものでございます。

以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

大谷委員

岩槻郷土資料館につきましては、私もよく承知していますが、与野郷土資料館についてはどのようなものをイメージしているのでしょうか。

博物館長

詳細はこれから詰めてまいります。与野地域を中心とする歴史や文化にスポットをあてた展示を行い、地域由来の貴重な資料を御紹介したいと考えております。具体的には、江戸時代に町場として大変賑わった与野町に関わるものや、それ以前の古い時代からの様々な文化財を考えております。また、小学校の敷地の中に整備される複合施設という特徴を生かし、学校利用を強く意識した展示を行いたいと考えております。

大谷委員

与野に特化した展示施設とするのか、はたまた学校利用ということなのでさいたま市全域を意識した展示施設となるのか、今一度確認させていただきます。

博物館長

さいたま市立の博物館の分館として整備いたしますので、さいたま市全体を視野に入れながら、地域としては旧与野の地域を中心とする、さいたま市西部の歴史や文化にも目配りした展示を行ってまいりたいと考えております。ただその中で、江戸時代の与野町というのは

細田教育長 それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第8号は原案のとおり可決されました。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

議案第5号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第1号 平成30年度教育行政方針について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第6号 平成30年度さいたま市一般会計予算（教育費）について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

報告第1号 人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画の一部改正について

報告第2号 同和問題の早期解決に関する基本方針～同和行政・同和教育の基本的なあり方～の一部改正について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第2号 さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第3号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第4号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第9号 さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後4時25分